

春日部労基だより

春日部労働基準監督署
春日部市南 3-10-13
電話 048(735)5227
FAX 048(735)3748

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

労働保険年度更新に関するお知らせ

平成 28 年 6 月 1 日から同年 7 月 11 日の間、当署管轄の労働保険年度更新申告書（平成 27 年度確定・28 年度概算）の受付を下記のとおり行いますので、ご利用ください。

なお、保険料納付につきましては、納付書により金融機関でお願いします。

随時 受付	6月1日（水）～ 7月5日（火）	8：30～ 17：00	春日部労働基準監督署 2階事務室	春日部市南 3-10-13 ☎048-735-5228
集合 受付	7月6日（水）～ 7月11日（月）	9：30～ 16：00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南 3-10-13

外部受付会場

集合 受付	7月1日（金）	10：00～ 15：30	草加商工会議所 第1会議室	草加市中央 2-16-10
集合 受付	7月4日（月）	10：00～ 15：30	三郷市商工会 第1会議室	三郷市花和田 650-4
集合 受付	7月5日（火）	10：00～ 15：30	越谷市中央市民会館 4階 第18会議室	越谷市越ヶ谷 4-1-1

【持参するもの】

- 概算・確定保険料申告書
 - 同封の平成 27 年度確定保険料算定基礎賃金集計表
(集計表に平成 27 年 4 月分～平成 28 年 3 月分の月別対象者数及び賃金を記入して持参してください。)
 - 一括有期事業の場合は、一括有期事業報告書（「建設の事業」又は「林業の事業」）および一括有期事業総括表（「建設の事業」のみ）
(上記 2, 3 の集計表・報告書等は、独自にパソコン等で作成したもので可能です)
 - 事業主印（持ち出し可能の場合）
- ※ 郵送の場合は、埼玉労働局労働保険徴収課又は管轄の労働基準監督署へお願いします。

化学物質を取扱う事業場の皆さまへ

労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

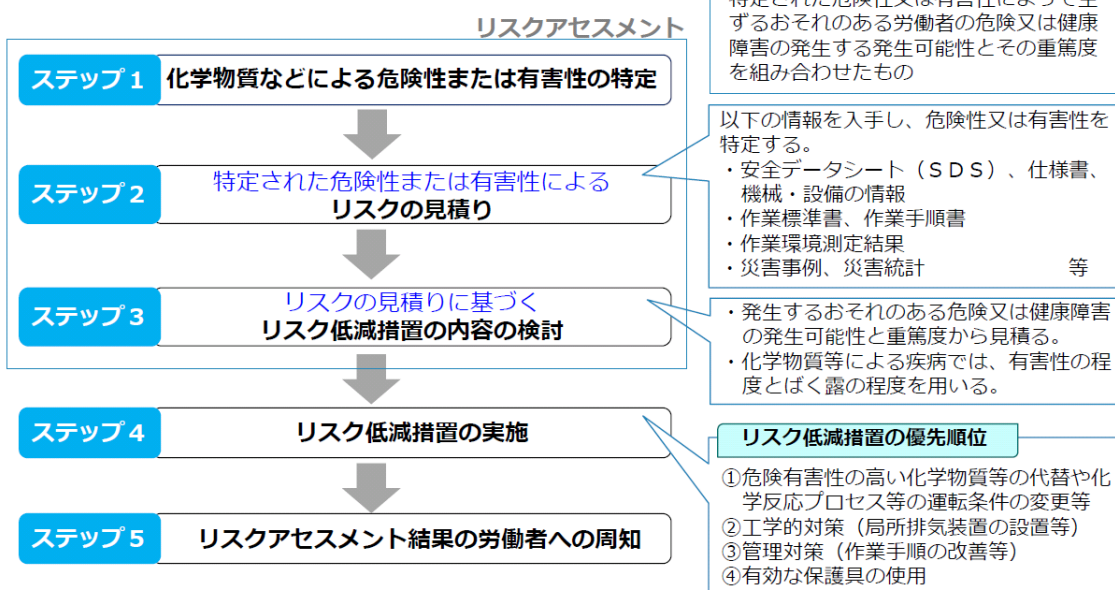
一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について

1. 事業場における**リスクアセスメント**が義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**が義務づけられました。

「労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）」により、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート（SDS）の交付義務対象である640物質）の取り扱い作業については、平成28年6月1日に**リスクアセスメントの実施が義務化**されます。

リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。



化学物質のSDS活用 & リスクアセスメント自主点検票

事業場名	点検実施日										
責任者名（衛生管理者など）	担当者職氏名										
<p>1. 事業場内で化学物質を取り扱っていますか。 ※塗料、洗浄剤、加工材など、身近なものにも化学物質が使われています。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、点検終了										
<p>2. その製品にSDS（安全データシート）は添付されていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、納入元から入手してください										
<p>3. その化学物質は何ですか。法令上①～③のどれに当てはまりますか。 ①特定化学物質・有機溶剤 ②①以外のSDS対象物 ③その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">化学物質名</td> <td style="width: 60%; padding: 2px;">CAS番号(SDSに記載)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">()</td> <td style="padding: 2px;">()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">()</td> <td style="padding: 2px;">()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">()</td> <td style="padding: 2px;">()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">()</td> <td style="padding: 2px;">()</td> </tr> </table>	化学物質名	CAS番号(SDSに記載)	()	()	()	()	()	()	()	()	<p>⇒SDSの「15.適用法令」の欄を確認！または「職場のあんぜんサイト」などで検索！</p> <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③
化学物質名	CAS番号(SDSに記載)										
()	()										
()	()										
()	()										
()	()										
<p>4. その化学物質の取扱い業務について、リスクアセスメントを実施したことはありますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
<p>はいの場合、その結果を確認することはできますか。 ⇒はいの場合、6.へ ⇒いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
<p>いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
<p>5. リスクアセスメントの方法を選択しましょう。（詳しくは5ページ） SDSのGHS分類による危険有害性情報を参照して確認します。</p> <p>危険性についての方法 → <input type="checkbox"/>災害シナリオを想定して見積もる方法（マトリクス法など） <input type="checkbox"/>法令規定を確認する方法 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>有害性についての方法 → <input type="checkbox"/>ばく露濃度の測定（実測） <input type="checkbox"/>コントロール・バンディング <input type="checkbox"/>ECETOC-TRAなど <input type="checkbox"/>その他</p>	<input type="checkbox"/> 危険性 <input type="checkbox"/> 有害性										
<p>6. リスクアセスメントの結果を労働者に周知していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう										
<p>7. SDSの内容を労働者に周知していますか。 ※作業場に備付け、各労働者に配布、パソコンなどで閲覧などの方法があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう										
<p>8. SDS対象物（3.の①または②）に当たる場合、納入された容器などにラベル表示がされていますか。 ⇒はいの場合、事業場内でもラベル表示したままにしましょう ⇒いいえの場合、納入元にラベル表示について照会しましょう</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										

平成28年4月1日付けで当監督署では署長の異動があった他、これまでの次長に代わって副署長という役職が新設され、管理担当及び労災担当の副署長がそれぞれ着任いたしました。

今号では、これらの3名から着任に当たってのご挨拶をさせていただきます。

1 署長 大芦誠

春日部労働基準協会の会員の皆様におかれましては、日ごろから当署の業務推進にあたり格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

このたび、狩野操の後任として春日部労働基準監督署長に着任いたしました大芦と申します。引き続き、監督署に求められる役割を着実に果たしていく所存でありますので、前任者同様にご協力をいただきますようお願いいたします。趣味と言えほどのものではありませんが、洋ランを栽培してそれを写真に撮ることが好きです。今後ともよろしくお願いいたします。

2 副署長(管理) 茂野和信

監督や安全衛生の他、署全体の管理的な業務を担当する副署長に着任いたしました茂野と申します。春日部署に勤務するのは初めてですが、当署の管轄する地域は埼玉県東部の広範囲に及ぶものの、程よく都会の面を持つ労使にとって良好な環境にあると感じております。今後は、より適切な労働環境の整備のため、皆様のご指導ご鞭撻を賜れば幸いです。

3 副署長(労災) 宮尾努

この度、労災担当の副署長として着任いたしました宮尾と申します。春日部署は18年ぶり2回目の勤務となります。当時と比べますと、当署管内の発展に伴い業務量が増加し職員数も増えております。労災請求事案の迅速適正な処理に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。また、今年度も6月から始まります労働保険の年度更新業務につきまして、ご協力をお願いいたします。